

意見の概要及びそれに対する考え方

意見	考え方
<b>総論</b>	
<p>フェムトセル基地局を活用した携帯電話サービスの円滑かつ効率的な提供を実現するための本運用ガイドライン案に賛同致します。</p> <p>但し、今後のサービスの提供状況、技術進歩、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズに応じ、本運用ガイドライン(案)の内容に不都合が生じる恐れがあると判断される場合には、改めて関係者による議論の場を設け、必要に応じ本運用ガイドライン(案)の内容の変更を速やかに行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>本ガイドライン案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、「はじめに」に次の記述を追加することとします。</p> <p>「本ガイドラインは、サービスの提供状況、技術進歩、政策動向、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズ等を踏まえて検討を加え、必要に応じ見直すものとする。」</p>
<p>フェムトセル基地局は免許人たる携帯電話事業者による高層ビル・住宅の屋内や地下街等における基地局の開設・運用が困難な不感エリアの解消というユーザ利便性に資する施策であることから、本ガイドラインの策定により、フェムトセル基地局の導入の促進が図られることについて、歓迎します。</p> <p>本ガイドライン案の位置付けが、フェムトセル基地局の適正な運用を確保するとともに、フェムトセル基地局サービスが円滑かつ効率的な提供を実現する事を踏まえたうえで、本ガイドライン案で具体的な運用方法を規定するだけでなく、態様に応じてフェムトセル基地局サービスを提供する携帯電話事業者とブロードバンド事業者、フェムトセル基地局運用者等の関係者の裁量による運用を幅広く認めるなど、対処手段の選択を可能とすることが適切と考えます。</p> <p>また、本ガイドラインについては、市場における運用の状況も勘案しながら、定期的な運用実態に即した見直しが行われることが必要と考えます。</p> <p>(イ・モバイル、イ・アクセス)</p>	<p>本ガイドライン案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>本ガイドラインは、当面想定されるフェムトセル基地局サービスの提供形態等を考慮しつつ、品質の確保や利用者保護のために必要となる事業者間協議等に係る基本的な内容を取りまとめたものであり、具体的な運用方法を定めることを意図したものではありません。</p> <p>御意見を踏まえ、「はじめに」に次の記述を追加することとします。</p> <p>「本ガイドラインは、サービスの提供状況、技術進歩、政策動向、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズ等を踏まえて検討を加え、必要に応じ見直すものとする。」</p>
<p>フェムトセル基地局の活用は携帯電話サービスの一層の利便性向上にとり有益なことであり、このためにガイドラインが整備されるのは非常に有意義なことであると賛同します。</p> <p>(ニフティ)</p>	<p>本ガイドライン案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>本ガイドラインは、フェムトセル基地局の電気通信事業者とベンダーが適用される規制に関して透明性を得る機会を提供し、フェムトセル基地局配備のための適切な規制環境の提供に向けての重要かつ前向きな 1 歩となるものであるため、我々は貴フォー</p>	<p>本ガイドライン案に賛成する御意見として承ります。</p> <p>御意見を踏まえ、「はじめに」に次の記述を追加することとします。</p>

<p>ラムが発行されたガイドラインを歓迎します。</p> <p>但し、フェムトセルは急速に発展している技術であり、世界各国でサービスが開始されるにつれて利用者や事業者のために効率的かつ適切な経験が可能になるので、その経験値を反映させるためにも引き続きガイドラインの見直しをしていただくよう希望します。</p> <p>(フェムト・フォーラム)</p>	<p>「本ガイドラインは、サービスの提供状況、技術進歩、政策動向、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズ等を踏まえて検討を加え、必要に応じ見直すものとする。」</p>
--	--

<p><b>はじめに</b></p>	
<p>MVNO事業を推進し、より利用者・消費者の利便を追求するMVNO協議会として、MVNO事業への参入あるいは推進を志している者にとって、新たな事業領域の拡大に向けたガイドラインとして大いに期待しております。脚注1に示されておりますが、特に、フェムトセル基地局契約者としてサービス提供する”みなしMVNO”事業への参入あるいは推進を志している者にとっての運用ガイドラインとして、有用性を大いに高めるものとして期待するところです。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	<p>本ガイドライン案に賛成する御意見として承ります。</p>
<p>第5パラグラフ(p2～p3)及び脚注2(p2)に、本ガイドラインは、“携帯電話事業者の事業用電気通信回線設備としての利用”を前提としたものであることが明示されております。</p> <p>一方で、総務省から出された「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」では、“フェムトセル基地局を利用者の設備(売切り)とする形態”に関しても、制度整備、法の適用を明確化することが記載されております。加えて、今後、フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスの提供形態も多岐にわたることが予想されますので、本ガイドラインの適用範囲の拡大も視野に入れていただくことに期待します。</p> <p>この点を明確化するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) タイトルに、“フェムトセル基地局が事業用電気通信回線設備の場合”のような副題を入れる</li> <li>2) 見直しに関する規定の明文化。</li> </ol> <p>例えば、総務省の「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン(案)」の に記述されている「サービスの提供状況、技術進歩、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズ等を踏まえ、本ガイドラインについて検討を加え、必要に応じ見直す」というような</p>	<p>御意見を踏まえ、「はじめに」に次の記述を追加することとします。</p> <p>「本ガイドラインは、サービスの提供状況、技術進歩、政策動向、フェムトセル基地局の活用に関する事業者及び利用者のニーズ等を踏まえて検討を加え、必要に応じ見直すものとする。」</p>

<p>文章の追加 を提案いたします。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	
<p>ブロードバンド事業者として、ブロードバンド回線事業者とISPが一緒にされていますが、フェムトセル基地局契約者との関係では、それぞれ別になります。第2章 事業者間協議事項、第3章 障害発生時の責任分担モデルにおいてもブロードバンド回線事業者と、ISPは別にして記述すべきと考えます。</p> <p>(ニフティ)</p>	<p>フェムトセル基地局サービスの提供に当たっては、ブロードバンド回線事業者とISPは、携帯電話事業者との協議等同様の対応が必要となるため、合わせて記述しているものです。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、脚注に次の記述を追加することとします。</p>
<p>ブロードバンド事業者として、ブロードバンド回線事業者とISPが一緒にされていますが、フェムトセル基地局契約者との関係では、それぞれ別になります。回線事業者とISPでは、その機能および役割が違い、内容に応じて協議・契約先が異なると考えられます。第2章 事業者間協議事項、第3章 障害発生時の責任分担モデルにおいてもブロードバンド回線事業者と、ISPは別にして記述すべきと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	<p>「ブロードバンドインターネット接続サービスは、その提供形態によって、ブロードバンド回線事業者とISPがそれぞれ利用者と個別に契約する場合、卸電気通信役務によりISPがブロードバンド回線事業者からブロードバンド回線部分を調達し利用者に提供する場合、ブロードバンド回線事業者がブロードバンド回線とインターネット接続サービスを一体で提供する場合の3種類が存在する。」</p>

<p><b>第1章 品質基準等の維持、緊急通報の確保等</b></p> <p><b>1 エンドエンド品質</b></p>	
<p>フェムトセル基地局を利用した通信によるブロードバンド回線網への影響については、フェムトセル基地局利用者以外のブロードバンド回線利用者にも影響を及ぼすことから、「できるだけ軽微」ではなく以下のように修文すべきと考えます。</p> <p>【修正文】 携帯電話事業者は、フェムトセル基地局を利用した通信によるブロードバンド回線網への影響が生じないよう配慮すること。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	<p>フェムトセル基地局を利用した通信によるブロードバンド回線網への影響について、どの程度まで許容できるかはブロードバンド事業者のネットワークごとに異なり、そのために必要な措置も含め、携帯電話事業者とブロードバンド事業者が協議の上決定する事項と考えられることから、原案どおりとします。</p>
<p>フェムトセル基地局サービス提供のために十分な通信帯域をブロードバンド回線上に有しているか否かの確認方法については、第2章記述の通り「予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービス提供する」ものであることから、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の協議に委ねるのが適切であると考えます。</p> <p>本記載では、携帯電話事業者のみの机上検討で実施可能とも読めるため、以下のように追記すべきと考えます。</p> <p>【修正文】</p>	<p>御意見のとおり修正します。</p>

<p>携帯電話事業者は、フェムトセル基地局サービス提供のために十分な通信帯域をブロードバンド回線上に有していることを、<u>予め関係事業者間で協議・合意した方法による机上検討又はブロードバンド事業者と協議し許諾を得た上で実測等により確認し、基準を満たしている場合にはフェムトセル基地局を設置し、当該回線と接続する。</u></p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	
<p>今回のガイドラインの対象となるフェムトセルが事業用電気通信設備として、携帯電話事業者が責任をもって対応するためには、フェムトセル基地局とブロードバンド事業者設備との間に位置するフェムトセル基地局契約者の設備(宅内配線)は極小に抑えるべきと考えます。宅内配線のLAN環境(ルータやケーブルなど)に原因があるトラブルが発生した場合でも、携帯電話事業者側から見れば、それがブロードバンド事業者側の問題なのか、宅内配線の問題なのかの切り分けができず、ブロードバンド事業者がいたずらに不必要な対応を迫られる可能性があります。</p> <p>それを避ける意味でも、フェムトセル基地局はブロードバンドのONU等、ブロードバンド事業者から提供される装置に直結すべきと考えます。なお、今回のガイドラインの対象外と考えます。フェムトセル基地局を利用者の設備(切売り)とする携帯については、利用者側の責任として、その必要はないと考えます。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会、ニフティ)</p>	<p>本ガイドラインは、フェムトセル基地局契約者が契約したブロードバンド回線や利用者の宅内配線を利用してフェムトセル基地局サービスを提供する場合について、基本的な内容を取りまとめたものです。</p> <p>本ガイドラインで、「フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスに関する品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供することとする。」等と示しているとおり、宅内設備の利用についても、関係事業者間であらかじめ協議が整っていることがサービス提供の前提となります。</p>
<p>上記、フェムトセル基地局契約者側の宅内配線を原因とするトラブルの極小化及び、下記の通信品質の確保の観点からも、事業用電気通信設備の扱いとなるフェムトセルについては、フェムトセル専用とするべきで、ブロードバンド利用者が既にブロードバンド契約を有している場合でも、他のブロードバンドサービスとの共用を排し、別回線とするべきと考えます。</p> <p>なお、今回のガイドラインの対象外と考えます。フェムトセル基地局を利用者の設備(切売り)とする携帯については、利用者側の問題として他のブロードバンドサービスとの共用を否定するものではありません。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会、ニフティ)</p>	
<p>通信品質の確保は重要ですが、携帯電話サービスと同等の通信品質を確保するのであれば、FTTHを利用したブロードバンド回線の場合は回線を他の端末と共有しない限りはベストエフォートサービスでも現状においては充分であり、ブロードバンド事業者網内での優先制御までも要求する必要はないと思います。</p> <p>しかし、今後のトラフィックの利用形態によっては、通話品質を確保するために優先制御を行う必要が出てくる可能性があり、その際には事前に十分な検討が必要だと思われる。</p> <p>従いまして、現時点においてはFTTHブロードバンド回線の場合で、回線を他の端末と共</p>	<p>御意見をいただいた記述は、あくまでも例示であり、通信品質等を確保するための他の手法を排除するものではありません。</p>

<p>用しない場合は、IPレベルの優先制御等は不要としていただきたいと思います。  (日本インターネットプロバイダー協会)</p> <p>通信品質の確保は重要ですが、携帯電話サービスと同等の通信品質を確保するのであれば、FTTHを利用したブロードバンド回線の場合は回線を他の端末と共有しない限りはベストフォートサービスでも充分であり、ブロードバンド事業者網内での優先制御までも要求する必要はないと思います。</p> <p>従いまして、FTTHブロードバンド回線の場合で、回線を他の端末と共有しない場合は、IPレベルの優先制御等は不要としていただきたいと思います。  (ニフティ)</p>	
<p><b>4 携帯電話事業者による管理・運用(電波干渉(混信)回避等関連)</b></p>	
<p>本ガイドライン(案)では、</p> <p>(5)携帯電話事業者は、電気通信主任技術者の監督の下で、フェムトセル基地局の運用(電源のオン・オフ、リセットスイッチの操作、同一住所で同一回線に接続する場合の移設等)が適正に行われていることを確保するため、フェムトセル基地局契約者が行うことのできるフェムトセル基地局運用の範囲その他の条件について、フェムトセル基地局利用契約等に明記すること。</p> <p>と記載されています。一方、総務省の「フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン(案)」の「電波法及び電気通信事業法関係法令の取扱い・1 電波法関係法令の取扱い」では、</p> <p>(4)無線従事者以外の者による操作</p> <p>フェムトセル基地局については、移設・復旧等のための簡易な操作を主任無線従事者による監督を受けることなく無線従事者以外の者が行うことができる(同法第39条第1項及び電波法施行規則第33条第6号(1))と記載されております。</p> <p>フェムトセル運用に関し、双方のガイドライン(案)を照らし合わせると、監督を受ける必要の有無について、整合がとれていないように思われます。この部分の記述について、わかりやすい表現に修正していただくことを提案いたします。  (テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	<p>電気通信事業法の規定に基づく電気通信主任技術者による監督の範囲と、電波法の規定に基づく主任無線従事者による監督の範囲は異なるものであり、電波法の規定に基づく主任無線従事者による監督を受ける必要はなくとも、電気通信事業法の規定に基づき、事業用電気通信回線設備として、電気通信主任技術者による監督の下、適切に運用される必要があります。</p>

**第2章 事業者間協議事項**

障害発生時の一元的な対応や適切な緊急通報の確保等については、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の双方が協力することにより初めて実現できるものであり、両者間の協議を経ることなく実現できるケースは具体的に想定されません。そのため携帯電話事業者とブロードバンド事業者の事前協議が不要な場合があるかのような記載は削除することが適切であると考えます。

取組の進展によって、携帯電話事業者が品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講じ、当該事項の維持・確保等の対応が可能となった場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(NTT東日本)

障害発生時の一元的な対応や適切な緊急通報の確保等については、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の双方が協力することにより初めて実現できるものであり、両者間の協議を経ることなく実現できるケースは具体的に想定されません。

そのため、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の事前協議が不要な場合があるかのような記載は削除することが適切であると考えます。

取組の進展によって、携帯電話事業者が品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講じ、当該事項の維持・確保等の対応が可能となった場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(NTT西日本)

携帯電話事業者の取組みのみでは、ブロードバンド事業者の役務区間に対し「品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講ずる」ことは不可能であり、フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスを円滑に提供するためには、携帯電話事業者は、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供することが必要と考えるため、以下の記述は削除すべきと考えます。

【削除箇所】

P9 第2章 5行目「ただし、取組の進展によって、携帯電話事業者が品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講じ、当該事項の維持・確保等の対応が可能になった場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。」

御意見のとおり削除します。

(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)

フェムトセル基地局サービスの導入に際し、携帯電話サービスの通信品質を確保するだけでなく、フェムトセル基地局に接続するブロードバンド回線の品質確保やブロードバンド契約者の利便性維持などについて、ブロードバンド回線事業者およびISPとの事前の協議・協力が不可欠であると考えます。

本ガイドラインの趣旨に則り、第2章 事業者間協議事項の前段「フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスに関する品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供する」については賛同いたします。

しかしながら、同後段「ただし、…考えられる。」については、フェムトセル基地局サービスを提供する携帯電話事業者が関係事業者と事前に協議を行わない場合でも、携帯電話事業者の責任でサービスを提供できる規定であり、ブロードバンド回線の品質確保に支障をきたし、ひいてはそのブロードバンド事業者と契約する利用者に広く悪影響を及ぼす懸念があります。

従いまして、同後段の記述は削除すべきと考えます。

(STNet)

フェムトセル基地局サービスのトラフィックが、インターネットを経由することを考慮すると、適切な通信品質を確保するためには、携帯電話事業者とブロードバンド回線事業者・上位ISPを含むISP事業者との連携・協力が必須であります。

また、フェムトセル基地局サービス契約者・ブロードバンド契約者それぞれに対して適切な対応を行うためにも、事業者間連携は重要であります。

以上から、フェムトセル基地局サービスに関する品質の維持、障害発生時等の対応その他必要な事項について、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供するとの整理について賛同いたします。

一方、事前合意なく携帯電話事業者が独自にサービスを提供した場合、通信品質の確保やユーザ対応に支障が生じることから、事前合意なく携帯電話事業者が独自にサービスを提供できるかのような非現実的な規定は、円滑な運用の妨げとなるため、削除すべきであります。

ただし、取組の進展によって、携帯電話事業者が品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講じ、当該事項の維持・確保等の対応が可能になった場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(ケイ・オブティコム)

またフェムトセル基地局から、あるいはフェムトセル基地局へのトラフィックが、ISPの経路を通じて流れる以上、ISPとフェムトセル事業者があらかじめ協議をすることは必須だと考えられます。特に品質確保等を考えれば、両者の連携・協力なしには行えないと思われれます。

よって、フェムトセル事業者及びISP等、関係事業者間において、予め想定されるフェムトセル基地局サービスに関する品質条件の維持や障害発生時等の対応その他必要な事項について、技術的条件や費用負担等について、合意を得た上でサービスを提供するという整理について賛同いたします。

しかし、事前に合意なくフェムトセル事業者が独自にサービスを提供した場合、通信品質の確保や障害発生時の対応等に支障が生じるため、事前合意なくフェムトセル事業者が独自にサービスを提供できるかのような規定は、事実上運用の妨げとなるため、削除すべきだと考えます。

ただし、取組の進展によって、携帯電話事業者が品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講じ、当該事項の維持・確保等の対応が可能になった場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(日本インターネットプロバイダー協会)

## 1 回線利用の条件

費用負担も事業者間協議事項であることを明確にするために、「第2章 事業者間協議事項 1 回線利用の条件」冒頭の記載に合わせ、以下のように修文すべきと考えます。

【修正文】(太字下線部を追記)

同様に、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の間で、通信品質の確保、緊急通報の確保への対応、障害発生時の対応等**その他必要な事項について、技術的条件や費用負担等**を含めて、契約締結等が必要な事項について協議を行い、相対契約等に定めることが必要。

(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)

御意見を踏まえ、次のとおり修正します。

「同様に、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の間で、通信品質の確保、緊急通報の確保への対応、障害発生時の対応、**技術的条件、費用負担等**を含め、契約締結等が必要な事項について協議を行い、相対契約等に定めることが必要。」

## 2 フェムトセル基地局の設置位置確認のための事業者間協議事項



<p>相互交換する具体的な情報の種類については、事業者の運用方法等が多岐にわたることが想定されることから、以下のように修正すべきと考えます。</p> <p>【修正文】  携帯電話事業者がフェムトセル基地局の位置が移動していないことを確認する場合は、固定回線の端点を識別する ID(固定点 ID)を利用する等、予め関連する事業者の間で協議した方法により実施する。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	<p>あくまでも例示であり、原案どおりとします。</p>
<p>「固定 IP アドレス」及び「050」番号は、端末回線設置場所を特定することが制度上担保されていないにもかかわらず、端末設置場所を特定することを要求するような記述は、今後の多様なユビキタスサービスの発展を阻害する恐れがあることから、以下のように修正すべきと考える。</p> <p>【修正文案1】  上記固定点 ID の候補は、固定 IP アドレス*や 0ABJ / 050 *などの固定点を特定できる番号等に紐付けられた住所そのものが考えられる。  *固定 IP アドレス、050 番号は端末回線設置場所を特定することが制度上担保されていないため、携帯電話事業者とブロードバンド事業者間において固定点を特定する番号として利用することを事前に合意している場合に限る</p> <p>【修正文案2】  上記固定点 ID の候補は、0ABJ 番号などの固定点を特定できる番号等に紐付けられた住所そのものが考えられる。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	<p>御意見を踏まえ、脚注に次のとおり追加します。</p> <p>「固定 IP アドレスと 050 番号は、携帯電話事業者とブロードバンド事業者間において固定点を特定する番号として利用することを事前に合意している場合に限る。」</p>

<h3>第3章 障害発生時等の責任分担モデル</h3>	
<p>障害発生時の一元的な対応や適切な緊急通報の確保等については、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の双方が協力することにより初めて実現できるものであり、両者間の協議を経ることなく実現できるケースは具体的に想定されません。そのため携帯電話事業者とブロードバンド事業者の事前協議が不要な場合があるかのような記載は削除することが適切であると考えます。</p> <p>携帯事業者は、<u>関係事業者と事前協議ができていない場合においても、障害発生時において、事業者間協議を行っている場合と同等の利用者対応を行うものとする。</u>しかし、この場合、携帯電話事業者は、契約関係等のないブロードバンド事業者に対して障害状況等の確認依頼を直接できない等の問題があるが、利用者対応や仕組みの整備がなされた場合</p>	<p>御意見のとおり削除します。</p>

には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(NTT東日本)

障害発生時の一元的な対応や適切な緊急通報の確保等については、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の双方が協力することにより初めて実現できるものであり、両者間の協議を経ることなく実現できるケースは具体的に想定されません。

そのため、携帯電話事業者とブロードバンド事業者の事前協議が不要な場合があるかのような記載は削除することが適切であると考えます。

(5)携帯電話事業者は、関係事業者と事前協議ができていない場合においても、障害発生時において、事業者間協議を行っている場合と同等の利用者対応を行うものとする。

(6)しかし、この場合、携帯電話事業者は、契約関係等のないブロードバンド事業者に対して障害状況等の確認依頼を直接できない等の問題があるが、利用者対応や仕組みの整備がなされた場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(NTT西日本)

携帯電話事業者の取組みのみでは、ブロードバンド事業者の役務区間に対し「品質の維持、緊急通報の確保、障害発生時等の対応その他必要な事項について事業者間協議を行う場合と同等の措置を講ずる」ことは不可能であり、フェムトセル基地局を利用した携帯電話サービスを円滑に提供するためには、携帯電話事業者は、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供することが必要と考えるため、以下の記述は削除すべきと考えます。

#### 【削除箇所】

P12 第3章 1 (5)および(6)と、P15 第3章 3 (5)および(6)「携帯電話事業者は、関係事業者と事前協議ができていない場合においても、障害発生時において、事業者間協議を行っている場合と同等の利用者対応を行うものとする。」「しかし、この場合、携帯電話事業者は、契約関係等のないブロードバンド事業者に対して障害状況等の確認依頼を直接できない等の問題があるが、上記の利用者対応や仕組みの整備がなされた場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。」

(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)

フェムトセル基地局サービスのトラフィックが、インターネットを経由することを考慮すると、適切な通信品質を確保するためには、携帯電話事業者とブロードバンド回線事業者・上位ISPを含むISP事業者との連携・協力が必須であります。

また、フェムトセル基地局サービス契約者・ブロードバンド契約者それぞれに対して適切

な対応を行うためにも、事業者間連携は重要であります。

以上から、フェムトセル基地局サービスに関する品質の維持、障害発生時等の対応その他必要な事項について、予め関係事業者間で技術的条件や費用負担等を含めて協議を行い、合意を得た上でサービスを提供するとの整理について賛同いたします。

一方、事前合意なく携帯電話事業者が独自にサービスを提供した場合、通信品質の確保やユーザ対応に支障が生じることから、事前合意なく携帯電話事業者が独自にサービスを提供できるかのような非現実的な規定は、円滑な運用の妨げとなるため、削除すべきであります。

(5) 携帯電話事業者は、関係事業者と事前協議ができていない場合においても、障害発生時において、事業者間協議を行っている場合と同等の利用者対応を行うものとする。

(6) しかし、この場合、携帯電話事業者は、契約関係等のないブロードバンド事業者に対して障害状況等の確認依頼を直接できない等の問題があるが、上記の利用者対応や仕組みの整備がなされた場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。

(ケイ・オプティコム)

またフェムトセル基地局から、あるいはフェムトセル基地局へのトラフィックが、ISPの経路を通じて流れる以上、ISPとフェムトセル事業者があらかじめ協議をすることは必須だと考えられます。特に品質確保等を考えれば、両者の連携・協力なしには行えないと思われれます。

よって、フェムトセル事業者及びISP等、関係事業者間において、予め想定されるフェムトセル基地局サービスに関する品質条件の維持や障害発生時等の対応その他必要な事項について、技術的条件や費用負担等について、合意を得た上でサービスを提供するという整理について賛同いたします。

しかし、事前に合意なくフェムトセル事業者が独自にサービスを提供した場合、通信品質の確保や障害発生時の対応等に支障が生じるため、事前合意なくフェムトセル事業者が独自にサービスを提供できるかのような規定は、事実上運用の妨げとなるため、削除すべきだと考えます。

(5) 携帯電話事業者は、関係事業者と事前協議ができていない場合においても、障害発生時において、事業者間協議を行っている場合と同等の利用者対応を行うものとする。

(6) しかし、この場合、携帯電話事業者は、契約関係等のないブロードバンド事業者に対して障害状況等の確認依頼を直接できない等の問題があるが、上記の利用者対応や

<p>仕組みの整備がなされた場合には、携帯電話事業者の責任においてサービスを提供することが考えられる。</p> <p>(日本インターネットプロバイダー協会)</p>	
<p><b>1 携帯電話事業者が全面的な利用者対応を行うことができる仕組みの構築</b></p>	
<p>(3)項に、「関係事業者(ブロードバンド事業者及びメーカー)」と記述されておりますが、これは、</p> <p>”ブロードバンド事業者及び電波法の運用の特例制度を利用して無線局の運用を行う者(以下、関係事業者)”</p> <p>と修正することを提案いたします。理由は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 本ガイドラインでは、「フェムトセル基地局は事業者用電気通信回線設備」を前提としているものと理解しております。上記のメーカーは、フェムトセル基地局メーカーと推測されますが、フェムトセル基地局は事業者用電気通信回線設備なので、携帯電話事業者が窓口になるべきと考えます。</li> <li>- みなしMVNO事業者は、利用者に対する運用責任を負うものなので、利用者に対する責任を全うできるように、携帯電話事業者との協議を通じ、運用に対する合意形成を行うが必要と考えます。</li> <li>- 本ガイドライン(案)の当該部分以降にも、「関係事業者」という記述があります。初出の部分で、「関係事業者」を定義する必要があると考えます。</li> </ul> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	<p>御意見を踏まえ、フェムトセル基地局を運用するみなしMVNOが関係事業者から排除されないように、次のとおり修正します。</p> <p>「関係事業者(ブロードバンド事業者、メーカー等)」</p>
<p><b>2 責任分担の明確化</b></p>	
<p>(4)項に、「フェムトセル基地局契約者の意向により、当該契約者がメーカー等と協力して自ら復旧等の対応をすることを妨げるものではないが、この場合フェムトセル基地局利用契約約款等にその旨を明確に規定する」と記述されておりますが、これは、例えば、</p> <p>”電波法の運用の特例制度を利用して無線局の運用を行う者が自ら復旧等の対応をすることを妨げるものではなく、電波法の運用の特例制度を利用して無線局の運用を行う者と携帯電話事業者の協議に基づき、フェムトセル基地局利用契約約款等にその旨を明確に規定する”</p> <p>のような形に修正することを提案いたします。ポイントは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 電波法の運用の特例制度を利用して無線局の運用を行う者が運用責任を果たすためには、フェムトセル基地局の運用管理インタフェースを熟知しておく必要があります。本ガイドライン(案)では、フェムトセル基地局は事業者用電気通信回線設備を前提にしているため、電波法の運用の特例制度を利用して無線局の運用を行う者に対して、携帯電話事業者からフェムトセル基地局の運用管理インタフェースの開示などの協議が必要であること</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、脚注に次のとおり追加します。</p> <p>「携帯電話事業者やフェムトセル基地局契約者等との協議に基づき、フェムトセル基地局の運用を行ういわゆるみなしMVNO(「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に規定するものをいう。)が復旧等の対応等を行うことを妨げるものではない。」</p>

<p>を明記することが重要と考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	
--	--

#### 第4章 フェムトセル基地局の利用者への事前説明・周知事項

<p>エ項・(キ)において、「フェムトセル基地局の利用に関する宅内の機器構成について、携帯電話事業者が指定する接続形態を維持する必要があること」とありますが、これは、「フェムトセル基地局の利用に関する宅内の機器構成について、携帯電話事業者の管理・運用等に関する条件を満たす接続形態を維持する必要があること」と修正することを提案します。</p> <p>理由は、フェムトセル基地局の設置場所は多様な形になり、指定された接続形態を実現することが困難になる可能性があるからです。さらに、第1章・1 - (2)項に、「フェムトセル基地局契約者の設備(宅内配線等)の利用について、当該設備の管理・運用等に関する条件等(許容できる接続・配線構成、障害発生時の対応等)について当該フェムトセル基地局契約者との間で契約上規定すること等」と記述されており、携帯電話事業者からの条件を満たす接続形態を維持することで必要十分であると考えます。</p> <p>(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>「フェムトセル基地局の利用に関する宅内の機器構成について、携帯電話事業者が定める管理・運用等に関する条件を満たす接続形態を維持する必要があること」</p>
--	---

#### 第5章 その他

<p>ブロードバンド事業者の利用契約約款で第三者利用が禁じられていないことを以って、フェムトセル基地局が接続されたブロードバンド回線を第三者が利用可能とすることは不適切であり、予め携帯電話事業者とブロードバンド事業者間で第三者利用に関する協議・合意が必要と考えます。</p> <p>(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ)</p>	<p>フェムトセル基地局をブロードバンド契約者以外の第三者に利用させるか否かを含め、フェムトセル基地局サービスの提供条件については、関係事業者間での協議・合意が必要であると考えます。</p>
<p>「(差別的取扱い)」について、本ガイドラインでは携帯電話事業者が特定のブロードバンド事業者や利用者に対し、差別的な取扱い等を行うことを禁止しておりますが、その逆についても、同様であると考えております。したがって、ブロードバンド事業者についても、特定の携帯電話事業者や利用者に対し、差別的な取扱い等を禁止する規定の追加が必要と考えます。</p> <p>なお、この「差別的取扱い」は、特に指定電気通信設備設置事業者が主体となる場合において、「禁止行為」として規定されることを明記すべきと考えます。</p> <p>(イー・モバイル、イー・アクセス)</p>	<p>フェムトセル基地局サービスは携帯電話事業者が提供するサービスであることから、その提供に当たっては、利用者の利便性向上の観点から、携帯電話事業者による差別的な取扱い等を行わないことを基本として対応すべきものです。一方、ブロードバンド事業者は携帯電話事業者と必要な事項について合意が得られない場合には、当該サービスの提供を行わないものと考えます。</p> <p>なお、指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による差別的取扱いの禁止については、総務省が平成20年4月に公表した「フェムトセル基地局の活用に向けた電波法及び電気通信事業法関係法令に関する取扱方針」において明記されていることから、本ガイドラインには記載していません。</p>

本ガイドライン(案)の”はじめに”に記載されている図(p.3)のように、フェムトセル基地局を運用する”みなし MVNO”事業者は、携帯コアネットワークに接続される無線アクセスネットワークについて、責任を持って運用する責務を負うものと認識しております。みなし MVNO事業者と携帯電話事業者との間での公正な競争環境を維持するためには、携帯電話事業者における無線アクセスネットワークの運用コストとそれ以外の部分に関する運用コストの透明化が必須です。この点に関して、本ガイドライン、もしくは、他の適切なドキュメントにおいて明確化することを提案いたします。

(テレコムサービス協会 MVNO 協議会)

本ガイドラインは、当面想定されるフェムトセル基地局サービスの提供形態等を考慮しつつ、品質確保等の技術的事項や事業者間協議に必要な事項等に係る基本的な内容を取りまとめたものであり、御指摘の点を本ガイドラインで明確化することは、適切ではないと考えます。